

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

令和6年12月臨時議会 議第74号 参考資料

目 次

第1条関係	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正-----	1 頁
第2条関係	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正-----	2 0 頁
第3条関係	香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正-----	3 2 頁
第4条関係	香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正-----	3 3 頁
第5条関係	香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正-----	3 4 頁
第6条関係	香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正-----	3 9 頁

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例 （通勤手当） 第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） （2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） （3） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例 （通勤手当） 第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 （1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） （2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） （3） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改 正 案	現 行
(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1月</u>当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、<u>1月</u>当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円 ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円	(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円 ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

改 正 案	現 行
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円	ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円	ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円	ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円	チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円	リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円	ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円	ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円	ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円	ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前

改 正 案	現 行
号に定める額 3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として<u>6月</u>を超えない範囲内で<u>1月</u>を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、<u>1月</u>）をいう。 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 （時間外勤務手当） 第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する（育児短時間勤務職員等及び任期付育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまで	号に定める額 3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として<u>6箇月</u>を超えない範囲内で<u>1箇月</u>を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、<u>1箇月</u>）をいう。 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 （時間外勤務手当） 第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する（育児短時間勤務職員等及び任期付育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまで

改 正 案	現 行
の間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。）。 （1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第 3 項において同じ。）における勤務 （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第13条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間45分に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則	の間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。）。 （1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第 3 項において同じ。）における勤務 （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第13条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間45分に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則

改 正 案	現 行
で定めるものを除く。)の時間が<u>1月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 6 第1項及び第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 (期末手当) 第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規	で定めるものを除く。)の時間が<u>1箇月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 6 第1項及び第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 (期末手当) 第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規

改 正 案	現 行
則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前<u>1月</u>以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には100分の122.5、<u>12月</u>に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前<u>6月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) <u>6月</u> 100分の100 (2) <u>5月</u> 以上 <u>6月</u> 未満 100分の80 (3) <u>3月</u> 以上 <u>5月</u> 未満 100分の60 (4) <u>3月</u> 未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該	則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) <u>6箇月</u> 100分の100 (2) <u>5箇月</u> 以上 <u>6箇月</u> 未満 100分の80 (3) <u>3箇月</u> 以上 <u>5箇月</u> 未満 100分の60 (4) <u>3箇月</u> 未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の68.75</u> _____」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該

改 正 案	現 行
各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 （2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 （3） 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員 （2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 （3） 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

改 正 案	現 行
(勤勉手当) 第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>6月</u>以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前<u>1月</u>以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに	(勤勉手当) 第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに

改 正 案	現 行
対する地域手当の月額合計額とする。 4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。 （休職者の給与） 第18条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。 2 職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける場合を除き、結核性疾患にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の障害により地方公務員法第28条第	対する地域手当の月額合計額とする。 4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。 （休職者の給与） 第18条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。 2 職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける場合を除き、結核性疾患にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の障害により地方公務員法第28条第

改 正 案	現 行
2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が地方公務員法第28条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5 地方公務員法第28条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。 6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条第 1 項に規定する基準日前 <u>1 月</u> 以内に退職し、又は死亡したときは、第15条第 1 項の規定により市長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第15条の 2 及び第15条の 3 の規定を準用する。この場合において、第15条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「第18条第 6 項」と読み替えるものとする。 8 地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。	2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 職員が地方公務員法第28条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。 5 地方公務員法第28条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。 6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条第 1 項に規定する基準日前 <u>1 箇月</u> 以内に退職し、又は死亡したときは、第15条第 1 項の規定により市長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第15条の 2 及び第15条の 3 の規定を準用する。この場合において、第15条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「第18条第 6 項」と読み替えるものとする。 8 地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

改 正 案

別表第 1（第 3 条、第 3 条の 2、第 4 条、第 15 条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	

現 行

別表第 1（第 3 条、第 3 条の 2、第 4 条、第 15 条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300
	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700
	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600
	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421, 600
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
	25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
	30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
	31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
	32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
	33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400	

改 正 案

35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		

現 行

35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100		
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900		
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600		

改 正 案

75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	353, 200					
110		304, 200	353, 600					
111		304, 600	353, 900					
112		304, 900	354, 200					
113		305, 100	354, 700					
114		305, 300						

現 行

75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300		
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600		
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900		
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100		
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300		
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600		
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900		
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100		
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300		
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300			
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600			
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800			
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000			
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300			
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600			
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800			
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000			
94		295, 900	343, 600					
95		296, 200	344, 100					
96		296, 600	344, 500					
97		296, 800	344, 700					
98		297, 100	345, 100					
99		297, 500	345, 500					
100		297, 900	345, 800					
101		298, 100	346, 100					
102		298, 400	346, 500					
103		298, 800	346, 900					
104		299, 100	347, 300					
105		299, 300	347, 800					
106		299, 600	348, 200					
107		300, 000	348, 600					
108		300, 300	349, 000					
109		300, 500	349, 500					
110		300, 900	349, 900					
111		301, 300	350, 200					
112		301, 600	350, 500					
113		301, 800	351, 000					
114		302, 000						

改 正 案

	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200

現 行

	115		302, 300						
	116		302, 700						
	117		302, 900						
	118		303, 100						
	119		303, 400						
	120		303, 700						
	121		304, 100						
	122		304, 300						
	123		304, 600						
	124		304, 900						
	125		305, 200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 188, 700	円 216, 200	円 256, 200	円 275, 600	円 290, 700	円 316, 200	円 358, 000	円 391, 200

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例	○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例
（期末手当）	（期末手当）
第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額 <u>に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（1） 6月 100分の100 （2） 5月以上6月未満 100分の80 （3） 3月以上5月未満 100分の60 （4） 3月未満 100分の30	（1） 6月 100分の100 （2） 5月以上6月未満 100分の80 （3） 3月以上5月未満 100分の60 （4） 3月未満 100分の30
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の70</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、

改 正 案	現 行
又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 (勤勉手当) 第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で	又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 (勤勉手当) 第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で

改正案	現 行
定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額
_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> _____を乗じて得た額の総額	_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。	4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この

改 正 案	現 行
条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。	条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

改 正 案

別表第 1（第 3 条、第 3 条の 2、第 4 条、第 15 条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300
	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200	463, 800
	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900	473, 500
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700	477, 500
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	417, 500	481, 000
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300	484, 000
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200	
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000	
	15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
	16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000		

現 行

別表第1（第3条、第3条の2、第4条、第15条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500

改 正 案

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			

現 行

35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		

改 正 案

75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200						
111		304, 600						
112		304, 900						
113		305, 100						
114		305, 300						

現 行

75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	353, 200					
110		304, 200	353, 600					
111		304, 600	353, 900					
112		304, 900	354, 200					
113		305, 100	354, 700					
114		305, 300						

改 正 案

	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200

現 行

	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																																
○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例	○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例																																
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)																																
第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。																																
第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とする。																																

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （適用除外等） 第8条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで及び第13条の2から第14条の3まで_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 給与条例第7条、第7条の2及び第8条の規定は、第4条の規定により採用された職員には、適用しない。 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （適用除外等） 第8条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで、<u>第13条の2から第14条の3まで及び第16条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 給与条例第7条、第7条の2及び第8条の規定は、第4条の規定により採用された職員には、適用しない。 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項_____の規定の適用については、<u>同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175</u>_____」とする。

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の61.25」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬） 第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、	○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「100分の61.25」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬） 第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、

改 正 案	現 行
その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。 2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 （1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務 （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 3 前2項の規定にかかわらず、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に10	その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。 2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 （1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務 （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 3 前2項の規定にかかわらず、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に10

改 正 案	現 行
0分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 4 次に掲げる時間の合計が<u>1月</u>について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。 (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175） (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が31時間以上である	0分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 4 次に掲げる時間の合計が<u>1箇月</u>について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。 (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175） (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が31時間以上である

改 正 案	現 行
者については100分の61.25、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の36.75」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任	者については100分の61.25、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の36.75」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任

改 正 案	現 行
期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>」とあるのは「100分の102.5（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の61.25）」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。	期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「100分の102.5（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の61.25）」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤	○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の61.25</u>」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤

改 正 案	現 行
務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間(以下「週勤務時間」という。)が31時間以上である者については<u>100分の62.5</u>、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の37.5</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を	務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間(以下「週勤務時間」という。)が31時間以上である者については<u>100分の61.25</u>、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の36.75</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を

改 正 案	現 行
含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第25条の2 給与条例第16条(第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の105</u>(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の62.5</u>)」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。	含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第25条の2 給与条例第16条(第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の102.5</u>(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の61.25</u>)」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。